

## 甲佐町ワクチン廃棄防止指針

令和3年5月20日

甲 佐 町

甲佐町は、国の「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」の接種順位に従い、令和3年5月5日から65歳以上への新型コロナワクチン接種を開始している。ワクチンの余剰が発生した場合は、65歳以上の接種希望者のうち、あらかじめ把握しているキャンセルが発生した時に連絡を希望する者へ連絡し、ワクチンの廃棄防止に取り組んでいる。

しかしながら高齢者の接種が進む中であって、現行の対応においても、余剰ワクチンの発生が想定されるため、現行の対応に加えて「熊本県ワクチン廃棄防止指針」に基づき、ワクチンの廃棄防止に努めるものとする。

### 1. ワクチン廃棄防止のための接種対象者

- ・接種会場に従事する職員等
- ・町長並びに新型コロナ対策業務及び窓口業務に従事する町職員
- ・高齢者や障がい者と業務上接触する機会の多い者
- ・児童・生徒・園児と業務上接触する機会の多い者

なお、上記対象者による対応の暇がない場合は、接種会場において接種可能な者に接種することとする。